

# \県では/ 住宅のリフォーム・増改築に要する 費用を助成しています！

☎ 北秋田地域振興局建設部建設課 ☎63-2531

## 子育て支援

- 持ち家型  
18歳以下の子2人以上と同居する親子世帯に、補助対象工事費の**20%**、最大**40万円**を補助
- 中古住宅購入型  
18歳以下の子と同居する親子世帯に、補助対象工事費の**30%**、最大**60万円**を補助

## 移住者支援(移住後3年以内の方)

- 定着帰帰型  
実家に戻る移住世帯等に補助対象工事費の**20%**、最大**40万円**を補助
- 中古住宅購入型  
購入した中古住宅を改修する移住世帯に、補助対象工事費の**30%**、最大**60万円**を補助

## 子育て・移住者支援の共通

- 在宅リモートワークの環境整備を行う場合、補助対象工事費の相当額、最大**20万円**を加算し補助

## 断熱・省エネ改修支援

- 持ち家を断熱・省エネ改修する世帯に、補助対象工事費の**10%**、最大**8万円**を補助

## 移住定住促進住宅

# 入居者募集



物件

- 【所在地】北秋田市阿仁戸島内字野尻105番地(1棟)
- 【敷地面積】366.59m<sup>2</sup>
- 【内容】北秋田市と賃貸契約(賃料月額30,000円)
- 【入居対象者】県外で3年以上生活した本市出身者・県外出身者で、H26年以降に本市に移住した方または今後移住する方(転勤・赴任等は対象外)
- ※その他諸条件があります。詳細はお問合せください。

☎ 総合政策課移住定住支援室 ☎62-8002

## 地震に対する住宅の備えは十分ですか？

# 北秋田市木造住宅耐震診断支援

地震による木造住宅の倒壊等による災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため木造住宅の耐震診断を希望する方に耐震診断士を派遣します。



- 【対象となる住宅】市内にある、昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅(併用住宅の場合は住宅部分の面積が1/2以上)
- 【対象となる方】対象となる住宅を所有する個人で、市税等を滞納していない方 **申請の前に、まずはご相談ください**
- 【費用】自己負担1万円
- 【申込締切】11月24日(金)まで
- ※診断の結果によって、次の補助金も対象に  
耐震改修計画→費用の10分の9(上限20万円)  
耐震改修工事→費用の2分の1(上限30万円)

☎ 都市計画課都市計画住宅係 ☎72-5246

# 北秋田市 住まいる応援事業 住宅リフォーム支援事業を活用ください！

☎ 都市計画課都市計画住宅係 ☎72-5246

市民の皆さんが市内業者を利用して、住宅のリフォームまたは増改築を行う場合に、補助金を交付する制度です。対象となる工事の種類と補助額は①から③の3種類で、④および⑤は該当する方への加算です。

**1 一般型** 住宅のリフォーム・増改築工事  
**工事費の10% 最大10万円**

**2 子育て応援型**  
18歳以下の子どもが1人以上同居している世帯が行う工事  
**工事費の15% 最大30万円**

**3 中古住宅購入型**  
築10年以上の中古住宅を居住目的で購入して行う工事  
**工事費の20% 最大40万円**

**該当する方のみへの加算**

**4 移住者応援型**  
定住目的に移住者が行う①～③のリフォーム・増改築工事への加算  
**工事費の15% 最大30万円**

**5 下水道接続工事**  
①～③のリフォーム工事のうち、排水設備工事(下水道接続工事・浄化槽設置工事)を行った方への加算  
**定額5万円**

## 対象者

- 市に住民登録をされている方
- 市税等を滞納していない方  
(工事する住宅に住む家族を含む)

## 対象となる住宅

- 市内にある住宅(別荘等を除き、新築から1年以上経過していること)
- 賃貸(賃貸予定も含む)をしていない住宅
- 併用住宅は、住宅部分が面積の2分の1以上の住宅
- 申請者または親や子が所有し、かつ居住する住宅

## 対象となる工事

- 補助対象となる工事費用が30万円以上(税込)の工事
- 市内に本店のある業者または住民登録された個人事業主が施工する工事

## 申請場所

都市計画課(森吉庁舎)、生活課(本庁舎)、合川・阿仁総合窓口センター、大阿仁出張所

## 申請方法

- 工事着手前に補助金交付申請書に次の書類を添付して提出してください。
- ①～③共通/工事契約書または請書の写し/内訳明細書または見積書の写し/工事着工前(全施工箇所)の写真/住宅の全景写真/図面/その他必要と認める書類

## ※以下の項目に該当する場合の必要書類

- ・申請者と居住者が異なる場合：戸籍謄本等、関係がわかるもの
- ・リフォーム後に転居する場合：誓約書
- ・③の場合：不動産登記簿謄本の写し/売買契約書の写し
- ・移住者の場合：戸籍の附票

## 注意事項

- ▷①～③の申請は併用できません。
- ▷②は同居している祖父母の申請も可能です。
- ▷③は、令和4年4月1日以降に取得した中古住宅に限ります。
- ▷補助金の交付申請は、**同一年度内に1回限り**です。
- ▷令和4年度に交付を受けた補助金額が限度額に達していない場合、再度申請することができます。
- ▷実績報告書の提出期限は**令和6年3月8日まで**です。

## 補助対象にならないもの

- ▷対象工事が重複する市補助制度の補助金受給額(木造住宅耐震補助、浄化槽設置補助、介護保険住宅改修費支給など)
- ▷公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事費用
- ▷門・塀等、いわゆる外構工事費用
- ▷その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事費用
- ▷交付決定前に着工したものと
- ※その他、申請に必要な書類については、市ホームページまたは各窓口を設置している申請書をご確認ください。